



▲活発な意見交換で、交流研修会もあつという間に終わってしまいました。



▲盛りだくさんの催し物で歓迎レセプションも大成功

北海道

月形町婦人団体連絡協議会 月潟村を訪問

北海道月形町婦連協が6月15日(水)に月潟村を訪問され、本村婦人会と交流会を行いました。月形町は津坂助役をはじめ、婦連協会長、副会長、教育委員会の職員を含む総勢44人。一行は新千歳空港を出発し、午後1時20分新潟空港に降り村からのバス2台に分乗、2時40分に役場に到着し村長から歓迎のあいさつを受けました。その後、村内を一周し、主要施設等の見学を行い、多数の村婦人会員らの出迎への待つ農環センターに到着されました。

午後3時30分から交流会が始まり、村婦人会は会長以下42人の出席で、公民館長をオプザーバーにして、月形町婦連協事務局長の司会でお互いの活動計画等現況報告を行い、問題点など多くの意見がかわされました。交流会は午後5時10分に終了し、月形町のみなさんには30分程月寿荘で休憩を取っていただき、午後6時より農環センターで村主催の歓迎レセプションが始まりました。各テーブルに月形、月潟の会員が半々にすわり、思い思いの話に友好を深めあいました。又、ステージでは月潟小唄、コーラス、月形小唄、民謡などの芸能披露もあり、盛りだくさんの夕食会となりました。その夕食会も午後8時には終了し、宿泊地である弥彦山荘に向われました。翌日は福島で一泊し、3日目、仙台空港から帰途に就かれました。

北海道

月形町婦人団体連絡協議会 月潟村を訪問

保健福祉だより

8月

○事業日程

日	曜日	事業名	対象	会場
2	火	母親学級 午後2時から	妊娠届をすまされた人	月寿荘
4	木	機能訓練 (後遺症者の集い) 午前10時から	脳卒中及びその他後遺症者	月寿荘
9	火	定例健康相談会 午後1時30分から	一般住民	月寿荘
30	火	乳児健診 H6年4月1日、H6年5月31日生まれ H5年10月1日、H5年11月30日生まれ 午後1時30分から		月寿荘

犬の引き取り日 5日(金)
取り締まり日 19日(金)・26日(金)

クローバー教室

日	曜日	機能訓練内容	会場	時間
9	火	組ひも・ちぎり絵	月寿荘	午後1時30分
23	火	組ひも・ちぎり絵	月寿荘	午後1時30分

家庭の健康

紫外線から身を守る

小麦色に焼いた肌はいかに健康的ですが、医学的には決して健康的とは言えません。日焼けをくりかえすと、その部分の皮膚は紫外線によって老化が進み皮膚がんの素地をつくります。

紫外線から身を守る方法は、二つに分けられます。

1 紫外線が肌に到達する前に遮断する方法

2 日焼け止めクリームなどを肌ぬって防ぐ方法

具体的には、屋外作業をする場合は、紫外線が強くなる正午前後の2時間は避け、ツバ広帽・長袖の衣服・手袋などを着用して下さい。日傘を使うのも効果的です。

又レジャーやスポーツなどの時には日焼け止めクリームで紫外線を遮断しましょう。



白根衛生センター組合職員募集!

平成7年度に採用する白根衛生センター組合職員(技術職員)の採用試験を行います。

- 採用予定人員 若干名
- 受験資格 白根市、小須戸町、中之口村、月潟村、味方村に本籍を有する者又は居住する者で、昭和42年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校卒業以上、又は卒業見込みの男子。
- 試験の日程 第1次試験 平成6年9月18日(日) 第2次試験 平成6年10月中旬
- 申込み方法 白根衛生センター組合に備えつけの受験申込書に所要事項を記入し、写真(縦4cm、横3cm)を貼って提出してください。
- 受付期間 平成6年8月1日から8月16日まで
- 申込み先、問い合わせ先 白根衛生センター組合 管理係 〒950-12 白根市大字白井井字伝七島2135-1 TEL 372-3701

白根地区消防事務組合職員募集!

白根地区消防事務組合では、平成7年度に採用する職員(消防吏員)の採用試験を行います。

- 採用予定人員 若干名
- 受験資格 白根市、小須戸町、中之口村、月潟村及び味方村に本籍を有する者、又は居住する者で、昭和42年4月2日から昭和52年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校卒業以上、又は卒業見込みの男子。
- 試験の日程 第1次試験 ○筆記試験 平成6年9月18日(日) ○身体体力検査 平成6年9月27日(火) 第2次試験 平成6年10月中旬
- 申込み方法 白根地区消防事務組合で指定する採用試験受験申込書に所要事項を記入し、消防本部へ提出してください。
- 受付期間 平成6年8月1日から8月16日まで
- 申込み先、問い合わせ先 白根地区消防本部 総務課 〒950-12 白根市能登2丁目6番8号 TEL 372-3111

満額の年金を受けられる人が繰上げ請求する場合

支給開始年齢	年金額	差額
60歳	433,400円	△313,900円 (△42%)
61歳	485,700円	△261,600円 (△35%)
62歳	538,100円	△209,200円 (△28%)
63歳	597,800円	△149,500円 (△20%)
64歳	665,100円	△82,200円 (△11%)
65歳	747,300円	満額支給

老齢基礎年金の計算式

$$747,300 \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料免除月数}) \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能年数} \times 12}$$

*加入可能年数は、国民年金制度が始まった昭和36年4月から60歳になるまでの年数です。

*その他ご不明な点は住民課住民係までお問い合わせください。

老齢基礎年金の繰上げ請求よく考えて

老齢基礎年金を受ける年齢は、原則として65歳からです。

しかし、本人の希望で60歳以上65歳未満の間で繰上げ請求をすることが出来ます。ですが、ここで注意しなければならないのが、繰上げ請求をすると、年金額が次のように減額されることです。

そして、支給開始年齢によって決まっている減額の率は、受給者の一生を通じて変わらないことです。



水道水の節水に協力下さい。

これから夏本番を迎え、増々水需要が多くなつてきます。普段以上に使っている水道水ですが、毎日の生活に欠かすことのできない大切な水です。

朝晩の庭木の散水をはじめ、お風呂や洗濯の時など無駄なく使い、節水に御協力ください。



58人が愛の献血 ありがとうございます

7月6日実施

◎地区別献血者数状況

大別当 5人	月潟 18人
西萱場 1人	上曲通 3人
下曲通 1人	東長島 1人
木滑 2人	役場 22人
その他 5人	

◎献血内容

成分 200ml	400ml
成分 234人	22人

◎今回の表彰者(敬称略)

川瀬正司	坂井豊
30回表彰	
小武内克実	